# (R6.4 発行)

## 那須塩原市 多住サポー 助成金

要件を満たした 3大都市圏からの 移住者へ



SHINKANSEN





助成します!



★ 那須塩原市では3大都市圏からの移住促進に向けて、下記要件をすべて満たした方に対し、以下の金額を助成します。 (※那須塩原市移住支援助成金の交付対象者は対象外となります)

#### 移住元(転入前)の要件

那須塩原市住民票を移す直前の10年間のうち 通算5年以上、かつ那須塩原市に住民票を移す直前 に連続して1年以上3大都市圏に在住していたこと

#### 3 大都市圏

- 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)
- 名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)
- 大阪圏 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)



### 移住先(転入後)の要件

- 1. <u>令和5年4月1日以降に転入し</u>、転入時において <u>50歳未満</u>であること
- 2. ①~③の<u>いずれかに</u>該当すること
  - ① テレワークにより、移住元の業務を継続して行うこと ※勤務日数の1/5を超えて通勤・出張をしないこと
  - ② 那須塩原市内企業等へ週20時間以上の無期雇用で 就職し、在籍していること ※転勤・出向・出張又は研修による勤務地の変更でなく
  - 新規の雇用であること
  - ③ 那須塩原市内で起業し、法人登記又は開業届出を行い、 開業していること

[交付金額] 単身 10万円 世帯 15万円

「申請期間 ] 転入後1年以内 ※申請には事前相談が必要です。移住促進センターまで相談予約をお願いします。

(注意)・こちらの補助金は<u>返還しなければならない場合があります</u> …3年未満の転出:<mark>全額返還</mark>/3年以上5年以内の転出:<mark>半額返還</mark>

・補助金申請額が予算上限に達した場合には、申請期限に関わらず、年度内の申請受付を終了する場合があります。

[ 那 須 塩 原 市 移 住 促 進 セ ン タ ー ] 開館時間: 9:00~17:00 休 館 日: 水曜日・年末年始 〒 3 2 9 - 3 1 5 7 栃 木 県 那 須 塩 原 市 大 原 間 西 1 - 1 1 - 1 (市 民 活 動 セ ン タ ー 内 ) ☎ 0287-73-5742 FAX : 0287-73-5743 ☑ kikakuseisaku@city.nasushiobara.tochigi.jp



移住サポート 助成金詳細